相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字亀甲町五一番地、最後の住所青森県弘前市大字小人町三四番地Ｋハウス一〇三号　被相続人　亡　日南田忠夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十三日

青森県弘前市大字下白銀町一五番地

相続財産管理人　弁護士　竹田　周平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県つがる市稲垣町繁田源六三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　渋谷　謙治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十三日

青森県五所川原市東町一七―五商工会議所四Ｆ　さくら総合法律事務所

相続財産管理人　田坂　源治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県北茨城市大津町一二六番地、最後の住所茨城県北茨城市関南町仁井田一二〇番地　被相続人　亡　鈴木　初江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十三日

茨城県日立市助川町一丁目一〇番一〇―二〇二号

相続財産管理人弁護士　近藤　識之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市緑区大字中尾二四二番地、最後の住所埼玉県さいたま市北区日進町二丁目四一七番地一　被相続人　亡　高橋　守男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十三日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七―一一―二

松栄浦和ビル四階　新埼玉法律事務所

相続財産管理人　大谷部雅典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県三島市七六九番地、最後の住所東京都世田谷区桜丘四丁目一〇番二三号　被相続人　亡　石川　光行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十三日

東京都中央区築地一―一二―二二　コンワビル一三階　東京晴和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　勝久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野市稲里町中央一丁目二四〇番地一、最後の住所横浜市中区山下町七〇番地一五ライオンズマンション山下公園六〇六号室

被相続人　亡　三﨑　博邦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十三日

神奈川県三浦郡葉山町長柄六七七番地の三一

相続財産管理人　増田　任弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市中原区市ノ坪二八四四番地、最後の住所川崎市多摩区生田一丁目二八番三号　被相続人　亡　小松　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十三日

川崎市川崎区榎町一番一号川崎センタービル六階　川崎総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　大祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯田市長姫町一三番地、最後の住所三重県四日市市城東町三番二二号　被相続人　亡　児平登好子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十三日

三重県四日市市新正二丁目九番六号コーポミンクス一階

相続財産管理人　弁護士　向山　富雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市本町五〇番地三八、最後の住所大阪府高槻市本町一二番一号　被相続人　亡　住田祥治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十三日

大阪府大阪市北区中之島二丁目二番二号大阪中之島ビル八階小松法律特許事務所

相続財産管理人弁護士　井口喜久治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神崎郡市川町千原一六〇番地の二、最後の住所兵庫県神崎郡市川町千原一八〇番地の一　被相続人　亡　前田　勝次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十三日

兵庫県姫路市飾磨区三宅一丁目三九番地

しらさぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高谷　武良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県宇陀市菟田野松井七五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大木　康男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十三日

奈良県大和高田市高砂町七番一七号シェ・ラ・スール島二〇二号

相続財産管理人　弁護士　無漏田恭生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市大坪本町六二〇番地、最後の住所山口県下関市上新地町一丁目二番六号　被相続人　亡　橋本　初子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十三日

山口県下関市彦島福浦町一丁目二四番二五号

相続財産管理人　日比野浩之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県日向市東郷町坪谷六九番地三、最後の住所宮崎市柳丸町五六番地一　コアマンション三〇六号　被相続人　亡　和田　馨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十三日

宮崎市高千穂通一―五―一　コートハイブリッジ二階弁護士法人ひむか法律事務所

相続財産管理人　弁護士　竹村　幸恵

第11期決算公告

平成24年3月13日　東京都品川区南大井三丁目16番5号

デカ・ジャパン・リアル・エステート・インベストメント特定目的会社

取締役　宇野　重樹彦

取締役　小出　敏

貸借対照表の要旨

（平成23年10月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	4,753,716	流動負債	55,615
固定資産	4,753,716	固定負債	3,295,215
その他の資産	360,084	負債合計	3,350,830
流動資産	347,951	社員資本	1,762,970
固定資産	12,133	特定資本金	1,605,200
		剰余金	157,770
		当期未処分利益	157,770
		（うち当期純利益）	（157,770）
		純資産合計	1,762,970
資産合計	5,113,800	負債・純資産合計	5,113,800